

平成29年2月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目

次

I	平成29年警察本部主要施策の概要	1
II	提出予定案件	4
1	一般会計予算	4
	(1) 歳入歳出予算	4
	ア 総括表	4
	イ 主要事項説明	5
	(2) 債務負担行為	7
2	その他の議案等	8
	(1) 条例案	8
	ア 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	8
	イ 徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	9
	(2) 専決処分の報告について	10
	ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	10

I 平成29年警察本部主要施策の概要

平成28年中の刑法犯認知件数は3,953件で、過去最多であった平成15年の約3割にまで減少し、人身交通事故の発生件数も12年連続で減少するなど、数値上の治安は改善基調にある。

しかし、交通事故死者数は49人で、一昨年の約2倍に上り、その約8割を高齢者が占めているほか、ストーカーや児童虐待等の認知件数が高い水準で推移し、特殊詐欺の被害額も約1億6,971万円に上るなど、治安情勢は、依然として予断を許さない状況にある。

また、今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に的確に対処できるよう活動拠点の整備、機能強化等を計画的に進める必要がある。

これらの情勢を踏まえ、県警察では、昨年に引き続き、『安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る「力強い警察」の確立～』を運営指針とし、更に歩みを進めていくこととしている。

1 身近な犯罪の徹底抑止

高齢者を中心とした特殊詐欺被害防止対策や、ストーカー・配偶者暴力等への早期介入による危険事態の防遏・検挙と被害者の安全確保を徹底するほか、地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 子供・女性・高齢者の安全対策の強化
- (2) 身近な犯罪の抑止と検挙
- (3) 犯罪の起きにくい社会づくり
- (4) 街頭における警察活動の強化
- (5) 被害者支援の充実

2 重要犯罪等の徹底検挙

新たな刑事司法制度に適応した警察捜査の構築に向けた取組を推進するほか、重要犯罪等の早期検挙・解決に向けて最大の捜査力を傾注する。また、利権構造等に絡む不正事案の摘発や暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を強力に推進する。

実施項目

- (1) 司法制度改革への的確な対応
- (2) 重要犯罪等の迅速な解決
- (3) 利権構造等に絡む不正事案の厳格な取締り
- (4) 情勢の変化を的確に捉えた実効ある組織犯罪対策
- (5) 捜査・鑑識・科学の更なる一体化

3 交通死亡事故の徹底防止

高齢運転者の安全対策や交通弱者の事故防止に向けて、交通安全意識への取組や関係機関等と連携した情報発信、重点を絞った交通指導取締り等、総合的な交通事故抑止対策を推進する。

実施項目

- (1) 交通事故防止のための諸対策の強化
- (2) 高齢者等の交通事故防止対策の充実
- (3) 安全で快適な交通環境の整備
- (4) 交通事故防止に資する交通指導取締り
- (5) 一層効果的な運転者対策

4 大規模災害等への徹底対処

大規模災害等に対し、迅速的確な対応をするため、関係機関等との連携や災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上に努めるほか、厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、テロの未然防止に向けた諸対策を推進する。

実施項目

- (1) 大規模災害への万全の備え
- (2) 突発重大事案等への的確な対処
- (3) 国際テロ、対日有害活動等への諸対策
- (4) 過激派、右翼等による違法行為への対策
- (5) 新たな治安事象への的確な対応

5 組織基盤の徹底強化

人口の都市部への集中や高齢化の進展、警察へのニーズの多様化など、地域や社会情勢が大きく変化する中、限られた人員を最大限に活用し、これら治安情勢の変化に的確に対応するため、組織体制の見直しやワーク・ライフ・バランスに配慮した組織運営に取り組む。

実施項目

- (1) 期待と信頼に応える強い警察の確立
- (2) 少子高齢化社会の進展やその他社会情勢の変化に対応する警察の構築
- (3) 初動警察刷新強化の取組の定着化
- (4) 人的基盤の強化と実務能力の向上
- (5) 女性の視点を一層反映した警察運営

Ⅱ 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	29年度	前年度	比 較		財 源 内 訳							
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	増 減 A-B	率 A/B ×100	特 定 財 源							一般財源
					国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	20,742,596	21,212,362	△469,766	97.8	404,718	1,074,634	180,636	788,000	148,871	150,000	337,000	17,658,737

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	29年度 当初予算額 A	前 年 度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 予 算 額
			増 減 A-B	率 A/B ×100		
公安委員会費	12,307	13,796	△1,489	89.2	① 公安委員報酬 (5,986) ② 公安委員会の運営及び風俗営業関係等許可事務に要する経費 (6,321)	(5,986) (7,810)
警察本部費	17,317,927	17,228,260	89,667	100.5	① 給与費 (15,942,712) ② 管理運営費 (1,375,215) 警察本部、警察署の運営及び維持管理に要する経費	(15,906,096) (1,322,164)
警察施設費	360,438	755,810	△395,372	47.7	① 交番、駐在所等整備事業費 (117,615) ② 警察署整備事業費 (154,865) ③ 警察職員宿舍整備事業費 (87,958)	(96,461) (649,687) (9,662)
運転免許費	661,792	828,997	△167,205	79.8	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (661,792) 運転免許試験、行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費	(828,997)
恩 給 及 び 退職年金費	26,762	32,972	△6,210	81.2	① 恩給費 (26,762) 恩給受給者に対する恩給等に要する経費	(32,972)

警察活動費	2,363,370	2,352,527	10,843	100.5	① 警察装備費 (201,330) (398,779) 警察装備の整備及び運営に要する経費 ② 一般警察活動費 (663,559) (483,078) 地域活動(交番、駐在所等)等に要する経費 ③ 刑事警察費 (306,170) (301,356) 犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費 ④ 交通指導取締費 (195,401) (191,784) 交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費 ⑤ 交通安全施設整備事業費 (986,210) (966,934) ア 国補対象事業費 (261,570) (233,680) イ 県単独事業費 (355,037) (361,348) ウ 維持補修費 (369,603) (371,906) ⑥ 道路交通情報提供費 (10,700) (10,596)	
合計	20,742,596	21,212,362	△469,766	97.8		

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国支出金	地方債	その他	
徳島東警察署等 P F I 事業契約	自 平成 2 9 年度 至 平成 4 7 年度	9,000,000	667,503	2,534,000	244,500	5,553,997
交番、駐在所等整備事業 業務委託契約	平成 3 0 年度	15,552				15,552
緊急配備支援システム 電子計算機等賃貸借契約	自 平成 3 0 年度 至 平成 3 4 年度	470,000				470,000

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。

(イ) 改正の概要

本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
警 視	7 5 人	7 5 人
警 部	1 5 2 人	1 5 2 人
警部補	4 2 8 人	4 2 9 人
巡査部長	4 4 1 人	4 4 3 人
巡 査	4 5 3 人	4 5 6 人
計	1, 5 4 9 人	1, 5 5 5 人

(ウ) 施行日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

イ 徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(ア) 改正の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、嫌がらせ行為として禁止される行為の範囲を拡大するなど所要の改正を行う。

(イ) 改正の概要

a 特定の者に対し、著しい不安を覚えさせ、又は迷惑をかけるような方法で反復して行う次に掲げる行為を嫌がらせ行為として禁止することとした。

(a) 住居等の付近をみだりにうろつく行為

(b) 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールに類するその他の電気通信の送信等をする行為

b 嫌がらせ行為に、特定の者の性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体を送付し、又はその知り得る状態に置くこと等が含まれることを明記することとした。

c 嫌がらせ行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対して当該嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所等の情報を提供してはならないこととした。

(ウ) 施行日

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
阿南市在住 2名	3,254,747円	平成28年 1月12日	阿 南 市 地 内	平成29年 1月31日	人 身	阿 南 警 察 署
		捜査用車両が駐車場から市道へ進入する際、右方から進行してきた車両と衝突したもの				
海部郡海陽町在住 1名	182,000円	平成28年 7月 7日	海 部 郡 牟 岐 町 地 内	平成29年 1月31日	物 損	牟 岐 警 察 署
		捜査用車両が駐車場で後退した際、後方で停止中だった車両と衝突したもの				
小松島市在住 1名	213,500円	平成28年 9月16日	小 松 島 市 地 内	平成29年 1月31日	物 損	捜 査 第 二 課
		捜査用車両が駐車場内通路で右方から進行してきた車両と衝突したもの				
名西郡石井町在住 1名	51,203円	平成28年 9月30日	名 西 郡 石 井 町 地 内	平成29年 1月31日	物 損	石 井 警 察 署
		パトカーが走行中、ホイールキャップが脱落して転がり、相手車両に衝突したもの				
徳島市在住 1名	22,367円	平成28年11月10日	徳 島 市 地 内	平成29年 1月31日	物 損	徳 島 西 警 察 署
		パトカーが道路で相手車両と対向した際に互いのミラーが接触したもの				
徳島市在住 1名	125,360円	平成28年11月11日	徳 島 市 地 内	平成29年 1月31日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		捜査用車両が路上で後退した際、後方を通過しようとした対向右折車両と衝突したもの				
徳島市在住 1名	113,000円	平成28年12月 3日	徳 島 市 地 内	平成29年 1月31日	物 損	刑 事 企 画 課
		捜査用車両が車線変更した際に相手車両と衝突したもの				

海部郡牟岐町在住 1名	460,384円	平成28年12月 9日	徳 島 市 地 内	平成29年 1月31日	物 損	徳 島 東 警 察 署
		公用二輪車が交差点を右折した際、対向車線を直進してきた車両と衝突したもの				
計	4,422,561円					

